



京都府公報

号外 第10号

〒602-8570 京都市上京区下立充通新町西入敷ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立充通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告 示

○保安林の皆伐面積の限度

(森の保全推進課) ページ 1

告 示

京都府告示第43号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年2月2日

京都府知事 西脇 隆俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水 源 か ん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林
木 津 地 区	木津川市及び相楽郡一円	ha 96.12	ha 183.82	ha 1.70
宇 治 ・ 田 辺 地 区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.76	67.12	3.44
京 都 地 区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	773.14	115.10	3.60
亀 岡 ・ 園 部 地 区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（烟郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	177.59	255.06	-
丹 波 地 区	南丹市（日吉町（烟郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	492.77	135.92	2.76
淀 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	438.87	97.41	-
由 良 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,030.25	165.50	-
綾 部 地 区	綾部市	467.74	144.00	12.92
由 良 川 中 流 地 区	福知山市	326.55	174.11	15.62
舞 鶴 地 区	舞鶴市	166.00	164.38	16.84
宮 津 地 区	宮津市及び与謝郡一円	410.68	133.37	1.50
峰 山 地 区	京丹後市	516.00	166.90	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地 区 名	区 域	許容限度面積
京都府地区	京都府の全域	343.86 ha